


Supporting your growth

Firm News Vol. 122 August 2021



Contents

- 【お知らせ】令和3年度 地域別最低賃金の改定について
- 【法改正】育児休業給付の被保険者期間の要件変更 他

 **EPCS EP Consulting Services Corp.**

Social Insurance Consulting Firm EOS



▶【お知らせ】令和3年度 地域別最低賃金の改定について

先日、厚生労働省より令和3年度の地域別最低賃金改定についての答申が発表されました。

47都道府県で、28円～30円、32円の引上げ(引上げ額が28円は40都道府県、29円は4県、30円は2県、32円は1県)となっており、改定額の全国加重平均額は930円(昨年度902円)となっております。

関東1都6県における、答申された改定額、引上げ額及びこの度改訂された最低賃金額が適用されることとなる発効予定年月日は、右の表のとおりとなります。

■最低賃金制度とは

働く全ての人に賃金の最低額を保障する制度です。最低賃金法に基づき国が最低額を定めるものであり、その最低賃金額以上の額を労働者に支払わなければなりません。

■適用される対象者

正社員、契約社員、アルバイト、パート、嘱託などの雇用形態にかかわらず、全ての労働者に適用されます。なお、派遣労働者には派遣元ではなく派遣先の最低賃金が適用されます。

■労働者への周知

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者の範囲及びこれらの労働者に係る最低賃金額、算入しない賃金並びに効力発生年月日を常時作業場の見やすい場所に掲示するなどの方法により周知する必要があります。

■令和3年度地域別最低賃金 答申状況

都道府県	改定額	改定前	引上げ額	発効予定年月日
茨城	879	851	28	2021年10月1日
栃木	882	854	28	2021年10月1日
群馬	865	837	28	2021年10月2日
埼玉	956	928	28	2021年10月1日
千葉	953	925	28	2021年10月1日
東京	1041	1013	28	2021年10月1日
神奈川	1040	1012	28	2021年10月1日

※上記の答申状況は、2021年8月13日時点のものとなります。

※上記以外の地域別最低賃金につきましては、下記のURLをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20421.html

■今回の改訂にあたって

事業場における労働者の賃金を確認し、最低賃金を下回る場合は労働者に支払う賃金を見直す必要があります。仮に最低賃金未満の賃金しか支払わなかった場合、最低賃金額との差額を支払わなくてはならないため、注意が必要です。



➤【法改正】育児休業給付の被保険者期間の要件変更 他

育児休業給付の被保険者期間の要件変更について

2021年9月1日から「育児休業給付金」の被保険者期間の要件が一部変更となります。

従来は、育児休業開始日を起算点として被保険者期間を確認していたところですが、9月1日以降は、従来の取扱いに加え、産前休業開始日等を起算点として、被保険者期間を確認することになりました。

現行

育児休業開始日を起算点として、その日前2年間に賃金支払基礎日数(就労日数)が11日以上*1ある完全月が12か月以上あること。

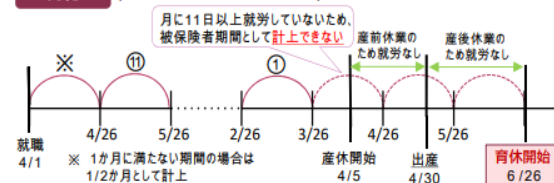
改正後

被保険者期間において上記要件を満たさないケースでも、産前休業開始日等*2を起算点として、その日前2年間に賃金支払基礎日数(就労日数)が11日以上*1ある完全月が12か月以上ある場合には、育児休業給付の支給に係る被保険者期間要件を満たすものとする。

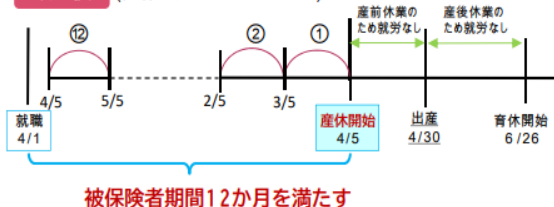
具体的な事例

就職	令和3年4月1日
産前休業	令和4年4月5日～
出産日	令和4年4月30日
産後休業	～令和4年6月25日
育児休業	令和4年6月26日～
被保険者要件 (現行)	被保険者期間12か月を 満たさない
被保険者要件 (改正後)	被保険者期間12か月を 満たす

現行 (育児開始日からカウント)



改正後 (産前休業開始日からカウント)



*1: 11日以上の月が12か月ない場合、完全月で賃金支払基礎となった時間数が80時間以上の月を1か月として算定します。

*2: 産前休業を開始する日前に子を出生した場合は「当該子を出生した日の翌日」、産前休業を開始する日前に当該休業に先行する母性保護のための休業をした場合は「当該先行する休業を開始した日」を起算点とします。

健康保険証の本人への直接交付について

現在、健康保険証は、健康保険法施行規則第47条の規定に基づき、保険者(各健康保険組合や全国健康保険協会)から事業主宛に送付されているところです。

しかしながら、近時、企業の担当者が会社に届いた健康保険証を従業員に送付するために出社を余儀なくされている場合があり、テレワークの推進を阻害しているのみならず、コロナ禍において健康保険証交付遅延のリスクも生じているとされております。

このような状況に対応するため、厚生労働省では、2021年10月施行に向けて、保険者(各健康保険組合や全国健康保険協会)から被保険者本人に対し、健康保険証を直接交付することが出来るよう、省令改正を進めています。

本件につきましては、省令改正が実施されましたら、改めて、お知らせさせていただきます。

本紙に関するお問合せ、人事労務に関するご相談等は、
下記までご連絡ください。

社会保険労務士法人EOS
東京都港区西新橋1-2-9 日比谷セントラルビル5階
TEL: 03-4577-1802 FAX: 03-4577-1898
E-mail: accounting@epcs.co.jp
URL: <http://www.epcs.co.jp>